

## 令和6年度被措置児童等虐待の状況について

児童福祉法第33条の16第2項及び同法施行規則第36条の30に基づき、令和6年度に岩手県において対応した被措置児童等虐待通告の状況についてお知らせします。

該当事案はありませんでした。

- 児童福祉法（昭和22年法律第164号）  
第33条の16第2項 都道府県知事は、毎年度、内閣府令で定めるところにより、自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護に係る被措置児童等虐待の状況、第三十三条の十四第二項又は第三項の規定により講じた措置、前項の規定により報告を受けた事項その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

- 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）  
第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。  
1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ	小規模住居型児童養育事業及び里親	里親等
ロ	児童自立生活援助事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設	社会的養護関係施設等
ハ	知的障害児施設等及び指定発達支援医療機関	障害児施設等
ニ	一時保護施設又は法第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を行う者	一時保護施設等

- 2 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

- 被措置児童等虐待とは  
施設等に入所措置等された児童（被措置児童等）が、施設職員等から、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（養育放棄など）、心理的虐待を受けることをいいます。